

一般社団法人 日本転倒予防学会

代議員選出に関する細則

本規程は、一般社団法人日本転倒予防学会定款施行細則第 5 条第 4 項に該当する「候補者が正会員数の 10% を超える場合」に際しての、代議員の選出に必要な事項を定める。

(選挙の公示)

第 1 条 代表理事は、代議員の選挙の実施を公示する。

(代議員選挙の被選挙人)

第 2 条 代議員の選出において、会員歴 5 年目以上または同等以上の学識を持ち、選挙前年度までの会費を納入完納している正会員は、代議員選挙の被選挙人となることができる。

(代議員選挙の選挙人)

第 3 条 代議員の選出において、選挙前年度までの会費を納入完納している正会員は、選挙人となることができる。

(選挙管理委員会の設置)

第 4 条 代議員を選出するための選挙を公平かつ民主的に運営する事を目的とし、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は若干名とし、代表理事が都度委嘱する。

(選挙の実施)

第 5 条 選挙管理委員会は、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、理事会の承認を得て、定めた投票締切日の 2 週間前迄に選挙人である正会員に、電子メールにより選挙概要を周知する。

(投票方法)

第 6 条 投票は WEB によるものとし、記名のうえで行うこととする。

2 投票は以下の方法により行う。

被選挙人一覧（50 音順）を記載した投票フォームを選挙管理委員会が作成する。

投票は、不完全連記制とし、1 名の選挙人が投票する人数が定員数を満たさない場合でも、有効とする。

(投票の締切り)

第 7 条 投票締め切り日時までのオンライン投票をもって締め切る。

(開票)

第 8 条 開票は、事務局と選挙管理委員会委員長・立会人がオンラインで行う。

(開票の立会人)

第 9 条 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。

2 前項立会人は、選挙管理委員会が代議員以外の正会員の中から1名選出する。

(投票の無効)

第10条 所定の方法以外の方法で記入されたものは、その候補者について無効とする。

2 指定の回答フォームでの回答でないもの、回答フォームに記名が無いもの、被選挙権を有しない者を選択したもの、所定の数を上回る選択を記しているものについては無効とする。

(代議員の決定)

第11条 選挙において有効投票の多数を得た者から順に当選人とする。

2 当選枠最下位で同数の有効投票を得た者については、会員歴の長いものから順に当選とする。なお、会員歴は会費納入日を基準とする。

3 当選人が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。

4 当選人が辞退したときは、次点者から順に繰り上げて当選とする。

(本規程の改正)

第12条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則 この規程は、令和5年3月18日より施行する。